

衛生基準認定証の交付を受けられた事業者の皆様へ

この度、衛生基準認定証(新規、更新)の交付を受けられた事業者の皆様へ、改めて、クリーニング業法その他関係法令等の遵守と、衛生基準に即した管理運営をお願い致します。

なお、衛生基準等に定められている下記の事項については、特に遺漏がないようご留意願います。

1. 事業の廃止、その他の変更等の届出

次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を文書(様式任意)で会長に届け出てください。

- ① 事業を廃止した場合
- ② 事業内容に変更があった場合
- ③ 事業者名及び住所に変更があった場合
- ④ 代表者、リネンサプライ業を行う役員及びクリーニング師の異動があった場合
- ⑤ その他認定を受けた内容に変更があった場合

(例)施設及び設備等の変更、リネン類の洗濯方法の変更、認定施設の合併等 他

2. 指定洗濯物の検体検査の実施

指定洗濯物(タオル)を扱っている場合は、検体検査を概ね6ヶ月に1度以上実施してください。

なお、日本リネンサプライ協会の会員の場合は、協会の「指定洗濯物検体検査事業」による検体検査をもってこれに代えることができます。

また、この検体検査を怠った場合、次期の更新が認められないこととなりますのでご注意ください。

(H30.9.20 通知「衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について」協会 HP 参照)

3. 各マニュアルに基づく実施記録、備え付け書類の記録

「実地調査時の確認書類リスト」(実地調査チェックリスト p13)を参照の上、漏れなく適切に記録し、3年間保存してください。

(例)○各マニュアルに基づく実施記録

清掃記録、害虫駆除実施記録、機械設備保守点検実施記録、消毒実施記録、
研修実施記録簿 他

○備え付け書類

作業日誌、水質検査の記録(井戸水)、安全データシート(SDS)

上記の趣旨を理解し、確認いたしました。

一般社団法人日本リネンサプライ協会 へ

FAX 03-3666-6572

令和 年 月 日

事業者・工場名: _____

(日付、事業者名等を記載し、一般社団法人日本リネンサプライ協会の事務局にファクスで送付願います。)